

(案)

国立大学法人琉球大学医学部・同病院移転整備事業における
物価変動への対応に関する検証委員会の公表等に係る運営要領

令和5年2月 日

国立大学法人琉球大学医学部・同病院移転整備事業
における物価変動への対応に関する検証委員会決定

国立大学法人琉球大学医学部・同病院移転整備事業における物価変動への対応に関する検証委員会設置要項（令和5年1月27日制定）第8条の規定に基づき、委員会における資料の公表等に関し、必要な事項を定める。

1 委員会における資料の公表等

- (1)委員の氏名及び職業は、公表することにより個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、委員会解散後も非公表とする。
- (2)委員会は、公開することにより検証を公正かつ円滑に実施する上で支障を及ぼすことから非公開とする。
- (3)委員会の資料は、会議終了後、原則として公表する。
ただし、個人が特定される部分及び事業者の権利、利益等を害するおそれがある部分など公表することにより会議の円滑な運営又は琉球大学医学部・同病院移転整備事業の推進に支障が生じるおそれがある内容については委員の確認を経て、非公表とする。
- (4)委員会における議事概要は委員の確認を経て、原則として公表する。
ただし、委員会の資料が非公表である場合、発言者の氏名及び事業者の権利、利益等を害するおそれがある部分及びその他特に配慮すべき事項がある場合には非公表とする。

2 公表の方法

資料等の公表については、国立大学法人琉球大学のホームページに掲載する方法で行うこととする。